

別表1

第1 事業内容	第2 応募団体	第3 補助対象経費の範囲	第4 補助率
<p>コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業として、以下の1から3の取組であつて、新たな販路を開拓するものであり、かつ、戦略的輸出事業者等が品目団体及び輸出支援プラットフォーム（設置されている国・地域における取組の場合に限る。）と連携するものに対し、支援を行う。</p> <p>1 戦略的輸出事業者と産地等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーション等の推進 農林水産物・食品輸出プロジェクト（以下「GFP」という。）に登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーション等（コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業実施要領（令和3年1月28日2政統第1929号農林水産省政策統括官通知）第3の1（1）に規定する取組を除く。）を推進する。</p> <p>2 産地と新市場開拓用米の複数年契約に取り組む戦略的輸出事業者による海外需要開拓及びプロモーションの推進 GFPに登録している戦略的輸出事業者が産地と新市場開拓用米の複数年契約に取り組む際の戦略的輸出事業者の販売リスクを低減することにより新市場開拓用米の安定供給を売りにして行う新たな海外需要開拓及びプロモーションを推進する。</p> <p>3 海外の外食・中食事業者による日本産米の採用等の新たな取組等の推進 海外で事業を行う外食・中食事業者がGFPに登録している戦略的輸出事業者と連携して取り組む日本産米の採</p>	<p>コメ・コメ加工品の戦略的な輸出促進に全国規模で取り組む団体並びに独立行政法人及び民間事業者</p>	<p>旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、人件費、輸送費、機器・備品費、借上げ費、金利倉敷料、集約経費並びにその他経費</p>	<p>定額（ただし、第3の機器・備品費及び借上げ費にあっては1/2以内）</p> <p>1/2以内</p> <p>定額（ただし、第3の機器・備品費及び借</p>

用等の新たな取組等を推進する。			上げ費に あつては 1/2 以内)
-----------------	--	--	-------------------------